

# 児童発達支援事業所すなぐる

利用契約書・重要事項説明書

# 重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

## 1 事業者の概要

名称	合同会社はる
法人種別	合同会社
代表者氏名	馬場 裕也
法人の沿革・特色	小集団療育、個別療育
法人が所有する 営業所の種類・数	児童発達支援・保育所等訪問支援・放課後等デイサービス

## 2 事業所の概要

事業の種類	児童発達支援・保育所等訪問支援・放課後等デイサービス
事業所の名称	児童発達支援事業所すなぐる
事業所の所在地	釧路市芦野1丁目8番1号
事業所の電話番号	0154-64-5642
事業所番号	
事業所開設年月日	令和6年4月1日
事業所の敷地面積・延床面積	敷地 373.88㎡ 延床 151.47㎡
利用定員	定員 10名
主たる対象者	市町村から認定を受けた未就学児または児童
営業日、営業時間	月曜日～金曜日、土曜日は隔週で開所。 日曜、祝日 12月29日から1月3日は休業日
サービス提供日、 提供時間	平日9:00～18:00 土曜日9:00～15:00
サービス提供地域	釧路市、釧路町
事業の目的及び運 営方針	こども一人一人の特性等に応じて療育を進めていきます。 お子さま、ご家族に寄り添いながら一緒にお子さまの成長を見守っていきます
自己評価の実施状 況	毎年1回、評価をおこないまう。評価内容等は利用者様にホームページなどで公表いたします。
第三者評価の実施 状況	3年に一度おこない、公表いたします。
職員への研修の実 施状況	避難訓練、専門性の向上など必要に応じて行っています

3 事業所の職員体制 ※児童発達支援(センターを除く)の場合の配置

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者	1		1	
児童発達支援管理責任者	1		1	児童発達管理責任者
保育士	2		2	保育士・幼稚園教諭
指導員				
児童指導員	2		2	
機能訓練担当職員				

4 職員の勤務体制 ※児童発達支援(センターを除く)の場合の配置

職種	勤務体制
管理者	勤務時間帯 午前9時00分～午後18時00分
児童発達支援管理責任者	勤務時間帯 午前9時00分～午後18時00分
保育士	勤務時間帯 午前9時00分～午後18時00分
指導員	勤務時間帯 午前9時00分～午後18時00分
児童指導員	勤務時間帯 午前9時00分～午後18時00分
機能訓練担当職員	勤務時間帯 午前9時00分～午後18時00分

5 事業所の設備等の概要

設備の種類	部屋数	備考
指導訓練室	1	
相談室	1	
トイレ	1	洗面台付
遊戯室	1	

6 サービスの内容

①サービスの概要

サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という）及び利用児童の同意をいただきます。なお、作成した「個別支援計画」は保護者に交付いたします。

日常動作訓練	生活動作
集団生活適応訓練	集団遊び・施設外活動（公園など公共施設の利用）
創作的活動	制作活動
機能訓練	感覚統合をベースとした活動
送迎サービス	希望者に対して、個別支援計画に基づき送迎を行います。

## 7 利用料金

### ①障害児通所給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

区市町村が定める利用者負担上限月額（サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。

（主な給付費）※項目は例示のため、事業所で算定する給付費の項目を記載すること

項目	単位数
児童発達支援給付費	1日につき885単位
児童指導員等加配加算（I）	1日につき187単位
福祉専門職員配置等加算（I）	1日につき187単位
欠席時対応加算（月4回を限度）	1回につき94単位
送迎加算	片道につき54単位

なお、サービス提供に要する額として、事業者が保護者に代わり区市町村から受領した障害児通所給付費の額については、書面にて保護者にその都度通知します。

### ②利用者自己負担によるサービスについて

昼食代	実際にかかった費用分（事前にお知らせします）
おやつ代	実際にかかった費用分（事前にお知らせします）

このほか、利用児童の事情により必要となる嗜好品等は、その実費について負担していただきます。

### ③欠席時の対応について

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、欠席時対応加算を算定させていただきます。

## 8 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月25日までに請求しますので、10日までにお支払ください。

支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。

## 9 利用者の記録及び情報の管理等

① 事業者は法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から5年間保管します。閲覧希望の際にはお申出ください。

② 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。

10 ご利用に際し留意していただきたい事項

喫煙	全館禁煙です。
設備・器具の利用	設備・器具等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	保護者及び利用児童の思想、信仰は自由ですが、他者に対する布教活動等はお遠慮ください。
貴重品の管理	保護者の責任において管理していただきます。 なるべく貴重品はお持込にならないようにお願いします。

11 協力医療機関

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関名	杉元内科医院
所在地	釧路市中園町 24-10
電話番号	0154-22-2261

12 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「非常災害対応マニュアル」に従って対応します。
防火管理責任者	馬場 裕也
避難訓練	利用者も参加の上、年4回実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災報知機</li> <li>・ガス漏れ報知器</li> <li>・スプリンクラー</li> <li>・備蓄品（食料、飲料水等 3日分）</li> </ul>

13 虐待防止のための措置に関する事項

事業所の従業者は、利用児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしません。

①虐待の防止に関する責任者を選任します。

虐待防止に関する責任者	馬場 裕也
-------------	-------

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決の体制を整備しています。

④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

14 この契約に関する相談・苦情窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	馬場裕也
電話番号	080-6957-2450
受付時間	8:30~19:00 事業所公式 LINE への連絡も可能です。

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援を利用するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

(所在地) 釧路市美原5丁目63番2号

(法人名) 合同会社はる

(代表者名) 馬場 裕也 印

(事業所名) 児童発達支援事業所 すなぐる

(説明者) 氏名 馬場 裕也

私は本書面により、これから利用する児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の重要な事項について、事業者から説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用児童

(氏名)

保護者

(氏名)

印